

用地調査等業務共通仕様書
 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧
第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 第1節 用地調査等業務の実施手続 (施行上の義務及び心得) 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 (略) 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やか に、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 (成果物) 第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) <u>(削る)</u> 2～4 (略) (個人情報の取扱い) 第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	第2章 用地調査等業務の基本的処理方法 第1節 用地調査等業務の実施手続 (施行上の義務及び心得) 第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。 一 (略) 二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。 また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 (成果物) 第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 (略) 四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。 2～4 (略) (個人情報の取扱い) 第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第8章 消費税等調査 (調査) 第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 消費税簡易課税制度選択届出書 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 消費税課税事業者選択届出書 消費税課税事業者選択不適用届出書 消費税課税事業者届出書 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 法人設立届出書 個人事業の開廃業等届出書 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <u>十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <u>十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <u>十九</u> その他の資料	第8章 消費税等調査 (調査) 第110条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 消費税簡易課税制度選択届出書 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 消費税課税事業者選択届出書 消費税課税事業者選択不適用届出書 消費税課税事業者届出書 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 法人設立届出書 個人事業の開廃業等届出書 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等） 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 (新設) (新設) 十七 その他の資料

新	旧
<u>(削る)</u>	第 1 2 章 補償説明
<u>(削る)</u>	(補償説明) 第 1 3 0 条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。
<u>(削る)</u>	(概況ヒアリング等) 第 1 3 1 条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 (略)
<u>(削る)</u>	(説明資料の作成等) 第 1 3 2 条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。 一～三 (略)
<u>(削る)</u>	(権利者に対する説明) 第 1 3 3 条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一～二 (略) 2 (略)
<u>(削る)</u>	(記録簿の作成) 第 1 3 4 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。
<u>(削る)</u>	(説明後の措置) 第 1 3 5 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。 2・3 (略)
第 1 <u>2</u> 章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書等の作成)	第 1 3 章 事業認定申請図書等の作成 (事業認定申請図書等の作成)
第 1 <u>3 0</u> 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。 一～三 (略)	第 1 3 6 条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。 一～三 (略)
(事業認定申請図書の作成) 第 1 <u>3 1</u> 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。 一～二 (略)	(事業認定申請図書の作成) 第 1 3 7 条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。 一～二 (略)
(事業計画の説明) 第 1 <u>3 2</u> 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。	(事業計画の説明) 第 1 3 8 条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。
(現地踏査) 第 1 <u>3 3</u> 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。	(現地踏査) 第 1 3 9 条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。
(起業地の範囲) 第 1 <u>3 4</u> 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 (略)	(起業地の範囲の検討) 第 1 4 0 条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 (略)
(事業認定申請図書の作成方法)	(事業認定申請図書の作成方法)

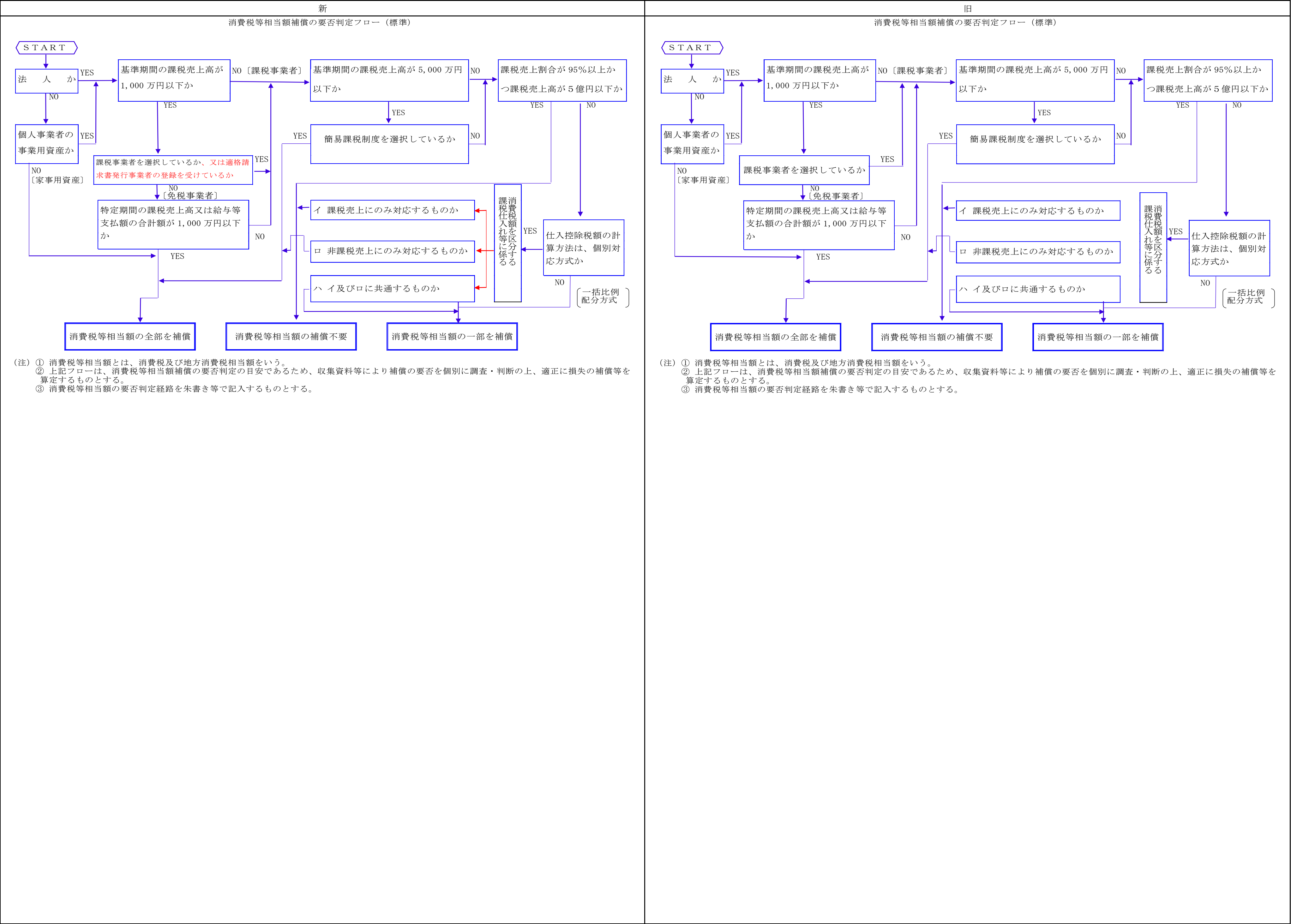
新	旧
第1 3.5条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記5事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。 （相談用資料の作成方法） 第1 3.6条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 一～七 （略） （相談用資料の添付図面の作成方法） 第1 3.7条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第135条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。 一～九 （略） （申請図書の作成） 第1 3.8条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。 （裁決申請図書の作成） 第1 3.9条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 （現地踏査） 第1 4.0条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。 （裁決申請図書の作成方法） 第1 4.1条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～十 （略） （明渡裁決申立図書の作成） 第1 4.2条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 （現地踏査） 第1 4.3条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。 （明渡裁決申立図書の作成方法） 第1 4.4条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～七 （略） 第1 3章 地盤変動影響調査等 （地盤変動影響調査） 第1 4.5条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。 （調査）	第1 4 1条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記5事業認定申請図書作成要領により作成するものとする。 （相談用資料の作成方法） 第1 4 2条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 一～七 （略） （相談用資料の添付図面の作成方法） 第1 4 3条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第141条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。 一～九 （略） （申請図書の作成） 第1 4 4条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。 （裁決申請図書の作成） 第1 4 5条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 （現地踏査） 第1 4 6条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。 （裁決申請図書の作成方法） 第1 4 7条 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～十 （略） （明渡裁決申立図書の作成） 第1 4 8条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 （現地踏査） 第1 4 9条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。 （明渡裁決申立図書の作成方法） 第1 5 0条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 一～七 （略） 第1 4章 地盤変動影響調査等 （地盤変動影響調査） 第1 5 1条 地盤変動影響調査とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。 （調査）

新	旧
第1 <u>4.6</u>条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。 2 （略） （水準測量） 第1 <u>4.6</u>条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一～四 （略） 2 （略） （費用負担の要否の検討） 第1 <u>4.7</u>条 損害等を行てん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。 2 （略） （費用負担額の算定） 第1 <u>4.8</u>条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 （略） （費用負担の説明） 第1 <u>4.9</u>条 費用負担の説明とは、<u>公共事業</u>に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る<u>費用負担の有無</u>、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。 （概況ヒアリング等） 第1 <u>5.0</u>条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、<u>当該事業の計画概要</u>、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等</u>、<u>実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。</u> 2 受注者は、現地踏査<u>及び概況ヒアリングを行った</u>後に費用負担の説明の対象となる権利者等<u>に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 （説明資料の作成等） 第1 <u>5.1</u>条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督職員の指示により、</u>次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。 一～三 （略） （権利者に対する説明） 第1 <u>5.2</u>条 権利者に対する説明は、<u>監督職員の指示により、</u>次の各号に<u>掲げる業務を</u>行うものとする。 一 <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u> 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 （略） （記録簿の作成） 第1 <u>5.3</u>条 受注者は、権利者と面接<u>等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。 （説明後の措置）	第1 5 2条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第51号土地・建設産業局地価調査課長通知）により行うものとする。 2 （略） （水準測量） 第1 5 2条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。 一～四 （略） 2 （略） （費用負担の要否の検討） 第1 5 3条 損害等を行てん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が直轄事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。 2 （略） （費用負担額の算定） 第1 5 4条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 （略） （費用負担の説明） 第1 5 5条 費用負担の説明とは、直轄事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。 （概況ヒアリング等） 第1 5 6条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生 の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 （説明資料の作成等） 第1 5 7条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。 一～三 （略） （権利者に対する説明） 第1 5 8条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること。 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 （略） （記録簿の作成） 第1 5 9条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。 （説明後の措置）

新	旧
第1 <u>5.4</u>条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。 2・3 (略)	第1 6 0条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。 2・3 (略)
第1 <u>4</u>章 管理担当課への引継図書の作成 (公図等の転写) 第1 <u>5.5</u>条 公図等の転写は、第41条を準用して作成するものとする。	第1 5章 管理担当課への引継図書の作成 (公図等の転写) 第1 6 1条 公図等の転写は、第41条を準用して作成するものとする。
(公図等転写連続図作成) 第1 <u>5.6</u>条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。 一 (略) 二 第1<u>57</u>条第3号で調査した登記名義人の氏名等 三 (略)	(公図等転写連続図作成) 第1 6 2条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。 一 (略) 二 第163条第3号で調査した登記名義人の氏名等 三 (略)
(土地の登記記録調査) 第1 <u>5.7</u>条 土地の登記記録調査は、第1<u>55</u>条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。 一～五 (略)	(土地の登記記録調査) 第1 6 3条 土地の登記記録調査は、第161条で作成した地図から監督職員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。 一～五 (略)
(実測平面図等の整理) 第1 <u>5.8</u>条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督職員の指示する事項を記入し整理するものとする。	(実測平面図等の整理) 第1 6 4条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督職員の指示する事項を記入し整理するものとする。
(土地買取調書の作成) 第1 <u>5.9</u>条 受注者は、第1<u>57</u>条により調査した事項を、土地買取調書（様式第22号）に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。	(土地買取調書の作成) 第1 6 5条 受注者は、第163条により調査した事項を、土地買取調書（様式第22号）に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
第1 <u>5</u>章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第1 <u>6.0</u>条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第1<u>3</u>章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 一～四 (略) 五 第9章、第10章及び第1<u>3</u>章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。 六 第1<u>3</u>章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2・3 (略)	第1 6章 写真台帳の作成 (写真台帳の作成) 第1 6 6条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 一～四 (略) 五 第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。 六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2・3 (略)
第1 <u>6</u>章 土地調書及び物件調書の作成等 (土地調書等の作成) 第1 <u>6.1</u>条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。	第1 7章 土地調書及び物件調書の作成等 (土地調書等の作成) 第1 6 7条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。 三 (略)

新										旧														
様式第 12 号（第 111 条関係）																								
消 費 税 等 調 査 表																								
(1 / 2)										調査者				年月日										
都道 府県					郡 市					区					町 村					大字				
調査対象者		住 所			都道 府県			郡 市			町 村			大字										
		氏 名 又 は 法人・代表者名																						
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途										調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分														
										☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産														
基準期間		年 月 日 ～ 年 月 日																						
前年(個人)又は 前事業年度		年 月 日 ～ 年 月 日																						
調 査 ・ 収 集 し た 資 料		☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> ☐ <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> ☐ その他の資料																						
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。																								

様式第 12 号（第 111 条関係）																								
消 費 税 等 調 査 表																								
(1 / 2)										調査者				年月日										
都道 府県					郡 市					区					町 村					大字				
調査対象者		住 所			都道 府県			郡 市			町 村			大字										
		氏 名 又 は 法人・代表者名																						
調 査 対 象 物 件 名 ・ 用 途										調 査 対 象 物 件 の 資 産 の 区 分														
										☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産														
基準期間		年 月 日 ～ 年 月 日																						
前年(個人)又は 前事業年度		年 月 日 ～ 年 月 日																						
調 査 ・ 収 集 し た 資 料		☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 ☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 ☐ 消費税簡易課税制度選択届出書 ☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者選択届出書 ☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書 ☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 ☐ 法人設立届出書 ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 ☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用） ☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) ☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 ☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 ☐ （新設） ☐ （新設） ☐ その他の資料																						
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。																								



新							旧																																
様式第 14 号（第 153 条関係）														様式第 14 号（第 134 条, 第 159 条関係）																									
補 償 説 明 記 録 簿														補 償 説 明 記 録 簿																									
説 明 場 所														説 明 場 所																									
説明年月日		年			月			日			時 間			自			至			説明年月日		年			月			日			時 間			自			至		
出席者	説明者													出席者	説明者																								
	相手方															相手方																							
説 明 内 容 及 び 質 疑														説 明 内 容 及 び 質 疑																									
特 記 事 項														特 記 事 項																									
総括監督員		主任監督員		監督員		主任担当者		担当技術者				総括監督員		主任監督員		監督員		主任担当者		担当技術者																			
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。														(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。																									

様式第 15 号 (第 161 条関係)

国土交通省が施行する
工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

事務所長 (印)

調査責任者氏名 (印)

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 印

都府県 郡市 区 町村 地内

[illegible]

様式第 15 号 (第 167 条関係)

国土交通省が施行する
工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

事務所長 (印)

調査責任者氏名 (印)

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 ㊞

都府県 郡市 町区 村地内

[illegible]

様式第 16 号 (第 161 条関係)

国土交通省が施行する
のとおり調書を作成する。

取得
工事のため、移転の対象となる物件について、下記
使用

調査責任者氏名 (印)

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 印

都府県 郡市 区 町村 地内

[illegible]

様式第 16 号 (第 167 条関係)

国土交通省が施行する
のとおり調書を作成する。

工事のため、取得
移転の対象となる物件について、下記
使用

調査責任者氏名 (印)

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称 印

都府県 郡市 町区 村 地内

[illegible]

新								旧							
様式第 22 号（第 159 条関係）								様式第 22 号（第 165 条関係）							
土 地 買 取 調 書								土 地 買 取 調 書							
市 県 区 町 村 地内								市 県 区 町 村 地内							
大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要	大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測							公 簿	実 測		
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。								(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。							